

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本暴第141号  
平成28年2月23日  
宮城県警察本部長

#### 責任者講習実施要綱の改正について（通達）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者（以下「責任者」という。）に対する同条第2項の講習（以下「責任者講習」という。）については、「責任者講習実施要綱の制定について（通達）」（平成5年2月22日付け宮警本暴対第162号）及び「責任者講習情報管理システムの活用による責任者関係事務処理要領の制定について（通達）」（平成5年2月22日付け宮警本暴対第163号）により実施してきたところであるが、責任者講習の事務処理手続等の効率化と簡素化を図り、効果的な責任者講習を実施するため、責任者講習実施要綱を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

#### 記

#### 1 改正の要点

- (1) 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター（以下「センター」という。）との委託契約に係る遵守事項として明示すべき事項に「受講者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）第17条第1項の規定により届出された責任者であること。」及び「責任者講習の委託を受けたセンターは、責任者講習の通知について、責任者講習通知書を作成し、これを講習予定日の30日前までに到達するよう郵便により受講者に送付すること。」を追加した。
- (2) 電子計算組織による責任者及び責任者講習に関する情報の管理について規定した。

#### 2 施行期日

平成28年2月23日

#### 3 留意事項

警察署長が施行規則第19条第2項に規定する責任者講習受講申込書の提出を受けた場合は、速やかに刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長に送付すること。

## 別添

### 責任者講習実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する責任者（以下「責任者」という。）に対する同条第2項の講習（以下「責任者講習」という。）その他事業者に対する援助に関する事務を適正に実施するとともに、事務処理の効率化を図ることを目的として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 責任者講習の頻度等

- 1 責任者講習は、施行規則第18条第1項に規定する定期講習、選任時講習及び臨時講習の種別ごとに、同条第2項に規定する頻度で責任者が受講できるよう、毎年度ほぼ均等に実施するものとする。
- 2 責任者講習の1回の受講者数は、おおむね30人から60人までとする。
- 3 選任時講習を受けた責任者に対しては、当該年度に限り定期講習を行わないものとする。

#### 第3 講習時間

責任者講習の種別ごとの講習時間は、次のとおりとする。

- 1 定期講習  
4時間
- 2 選任時講習  
4時間
- 3 臨時講習  
3時間

#### 第4 責任者講習実施基準

責任者講習の種別ごとの講習事項、講習細目、内容及び時間は、責任者講習実施基準（別表）のとおりとする。

#### 第5 学級編成

- 1 責任者講習は、種別ごとに、事業所の所在地、その所在地を管轄する警察署の別等を勘案し、かつ、責任者の経験の別に学級を編成して実施するものとする。
- 2 責任者講習は、次に掲げる業種に属する事業者（法第14条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に係る責任者の別に学級を編成して行うように努めるものとする。ただし、共通の講習事項に関しては、複数の業種の事業者に係る責任者に対する責任者講習を併せて行うことができる。

- (1) 風俗営業

- (2) 飲食店営業（風俗営業に該当するものを除く。）
- (3) 銀行業その他の金融業、証券業及び保険業
- (4) 建設業及び不動産業
- (5) 卸・小売業、製造業、その他の事業

## 第6 講習場所

責任者講習の場所は、受講者の利便を勘案しつつ受講者数に応じて、警察署単位又は警察署のブロック編成単位に設定するものとする。

## 第7 講習方法

- 1 責任者講習は、集合講習とし、講習指導員及び必要に応じて部外講師が実際的かつ具体的な内容を重点に、講義式又は対話式、視聴覚教材の利用等、当該講習の受講者に応じた効果的かつ多角的な教育方法を採用して実施するものとする。
- 2 責任者講習に使用する教材は、次に掲げるもので、刑事部組織犯罪対策局長が指定したものとする。
  - (1) 不当要求（法第14条第1項に規定する不当要求をいう。以下同じ。）による被害を防止するために必要な知識及び技能並びに不当要求に対応する使用人等（法第14条第1項に規定する使用人等をいう。）の応対方法に関する教本
  - (2) 暴力団員による不当な行為の実態その他暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する資料

## 第8 講習計画

刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）は、毎年度、責任者講習の種別ごとに、受講者の見込み人数、講習能力等を勘案して、施行規則第18条第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた講習計画を策定するものとする。

- 1 講習事項の実施細目に関する事項
- 2 講習時間に関する事項
- 3 学級編成に関する事項
- 4 使用する教材その他講習方法に関する事項
- 5 講習体制及び部外講師の選定に関する事項
- 6 実施時期及び回数に関する事項
- 7 講習場所に関する事項
- 8 その他責任者講習の実施に関し必要な事項

## 第9 受講者名簿

暴力団対策課長は、施行規則第17条第1項の規定により届出のあった責任者について、1回の責任者講習ごとに、責任者講習受講（予定）対象者名簿（別記様式第1号。以下「受講者名簿」という。）を作成するものとする。

## 第10 責任者講習の通知

暴力団対策課長は、前記第9により作成した受講者名簿に基づき、施行規則第19条第1項の規定により責任者講習通知書を作成し、これを講習予定日の30日前

までに到達するよう、郵便により受講者に送付するものとする。

#### 第11 受講者の確定

暴力団対策課長は、施行規則第19条第2項の規定により責任者講習受講申込書の提出を受けたときは、受講申込受付期間の終了後速やかに、提出を受けた責任者講習受講申込書を取りまとめ、受講者名簿に必要事項を記載し、受講者を確定するものとする。

#### 第12 責任者講習の委託

責任者講習を委託するときは、公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター（以下「センター」という。）に対して行うものとする。

#### 第13 委託する事務の範囲

センターに委託する責任者講習の事務の範囲は、次のとおりとする。

- 1 講習指導員及び部外講師の確保
- 2 講習場所の選定及び管理
- 3 施行規則第19条第1項の規定による責任者講習通知書の作成及び送付
- 4 責任者講習に使用する教材の配布
- 5 責任者講習の実施
- 6 施行規則第19条第3項の規定による受講修了書の作成及び交付
- 7 その他責任者講習に付随する業務

#### 第14 受講者名簿の写しの送付

暴力団対策課長は、責任者講習の委託を受けたセンター（以下「受託センター」という。）に対し受講者名簿の写しを送付するものとする。

#### 第15 委託契約に係る遵守事項

責任者講習を委託するときは、受託センターにおいて次に掲げる事項が遵守されるように、委託契約に係る文書にこれらの事項を明示するものとする。

- 1 施行規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- 2 受託センターは、次に掲げる要件に該当する者のうちから講習指導員を選任しなければならないこと。
  - (1) 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第4条第1号及び第2号に該当する者
  - (2) 不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するための活動に従事した経験の期間が3年以上であり、かつ、責任者講習における講習の指導について十分な知識及び技能を有すると認められる者
- 3 受託センターは、責任者講習における受講の指導には、部外講師に行わせる場合のほか、講習指導員以外の者を従事させてはならないこと。
- 4 受託センターは、講習指導員が次のいずれかに該当することとなったときは、当該講習指導員を解任しなければならないこと。
  - (1) 前記2の要件を欠くに至ったとき。
  - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 講習指導員たるにふさわしくない非行があったとき。

- 5 受託センターは、講習計画に基づいて責任者講習を実施しなければならないこと。
- 6 受託センターは、講習計画に基づき責任者講習実施計画書（別記様式第2号）を作成し、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならないこと。
- 7 責任者講習の受講者は、施行規則第17条第1項の規定により届出された責任者であること。
- 8 受託センターは、責任者講習の通知について、施行規則第19条第1項の規定により責任者講習通知書を作成し、これを講習予定日の30日前までに到達するよう郵便により受講者に送付すること。
- 9 受託センターは、責任者講習実施計画書に記載した事項の変更（軽微なものを除く。）をする場合は、変更した事項を公安委員会に届け出なければならないこと。
- 10 受託センターは、責任者講習を実施したときは、責任者講習業務日誌（別記様式第3号）を作成しておかななければならないこと。
- 11 受託センターは、その月の責任者講習の実施結果について、責任者講習実施結果報告書（別記様式第4号）により、翌月10日までに公安委員会に報告しなければならないこと。
- 12 受託センターは、次に掲げる簿冊を備え付け、責任者講習事務の実施状況を明らかにしておかななければならないこと。
  - (1) 責任者講習実施計画書
  - (2) 責任者講習受講（予定）対象者名簿の写し
  - (3) 責任者講習業務日誌
  - (4) 責任者講習実施結果報告書の写し
  - (5) その他責任者講習の実施に関する関係書類

#### 第16 電子計算組織による情報管理

暴力団対策課長は、責任者及び責任者講習に関する情報を電子計算組織により適正に管理し保管するとともに、責任者講習その他事業者に対する援助に関する事務処理の効率化を図らなければならない。

## 別表

## 責任者講習実施基準

## 1 定期講習の実施基準

講習事項	講習細目	内容	時間
1 暴力団の現状と動向	ア 最近の暴力団の特徴 イ 暴力団の排除対策及び取締りの現状	○ 暴力団の寡占化、資金獲得活動及び対立抗争、暴力団と銃器・薬物、暴力団の国際化等 ○ 警察が進める重点施策	1時間
2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関する事項	ア 法 イ 法別表に掲げる罪に係る法律	○ 具体例を交えた暴力的要求行為の解説 ○ 代表的な暴力的不法行為等に当たる罪	1時間
3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関する事項	ア 不当要求に対応する使用人等の対応体制の整備に関する業務 イ 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務 ウ 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因等の調査及び警察への連絡に関する業務 エ 不当要求情報管理機関との連絡に関する業務 オ その他不当要求による事業者又は使用人等の被害を防止するために必要な業務	○ 対応の責任者として必要とされる資質及び心構え ○ 組織的対応の在り方 ○ 対応場所の施設及び装備面での留意事項 ○ 不当要求の実例 ○ 具体的対応要領 ○ 対応要領の教育方法 ○ 被害状況、原因等の調査方法 ○ 証拠の収集方法 ○ 効果的通報体制 ○ 不当要求情報管理機関から提供された情報の整備、管理及び活用 ○ 不当要求情報の収集方法 ○ 同業種の事業所間相互の効果的連絡方法 ○ 警察が行う暴力団排除運動に対する協力方策	2時間

## 2 選任時講習の実施基準

講習事項	講習細目	内容	時間
1 暴力団の現状と動向	暴力団の現状	○ 暴力団の組織原理及び人的要素、暴力団における資金の流れ等 ○ 暴力団犯罪の現状	1時間
2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関する事項	法	○ 指定暴力団等の指定、暴力的要求行為の規制、対立抗争時の事務所の使用制限、暴力団追放推進センターの概要等	1時間
3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関する事項	ア 不当要求に対応する使用人等の対応体制の整備に関する業務 イ 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務 ウ 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因等の調査及び警察への連絡に関する業務 エ 不当要求情報管理機関との連絡に関する業務	○ 対応責任者として必要とされる資質及び心構え ○ 不当要求の代表的実例 ○ 具体的対応要領で基本的なもの ○ 警察の組織構造及び警察への連絡方法 ○ 警察の通報窓口 ○ 不当要求情報管理機関の役割 ○ 登録機関の事務の概要	2時間

## 3 臨時講習の実施基準

不当要求による被害を受けた事業者について、具体的対応要領、被害状況、原因等の調査方法、証拠の収集方法等について行う。

【別記様式省略】

